

NEWSLETTER

号外

モード学園（名古屋医専）が学費の返金に応じることを約束しました！
～学納金不返還条項の差止請求訴訟におけるモード学園との和解成立について～

平成25年9月13日（金）、学校法人モード学園を被告として「名古屋医専」で使用している学納金（学費）不返還条項の使用差止を求めて提訴していた裁判（差止請求訴訟）で、名古屋高等裁判所において、モード学園が一定の時期までに入学辞退の申出と返金手続を行った受験生に対しては学費を返還することを約束する内容の和解が成立しました。

○和解について

これまでモード学園の運営する名古屋医専は、AO入試、推薦入試、専願での一般・社会人入試および編入学入試によって合格して授業料等の学費を前納した受験生が入学辞退を申し出ても「理由のいかんにかかわらず返金できません」との規定を根拠に返金を拒んでいました。昨年（平成24年）12月21日、名古屋地方裁判所は、この規定は消費者契約法に違反して無効であるとして使用の中止をモード学園に命ずる判決（[判決文・消費者庁公表資料](#)）

(http://www.caa.go.jp/planning/pdf/121221_hanketsu.pdf)（消費者庁公表資料）

を出しましたが、モード学園はこれを不服として控訴し、同様の規定の使用を続けていました。

しかし、名古屋高等裁判所における審理と和解協議の結果、今後は、次のとおり、一定の時期までに入学辞退の申出と返金手続をした受験生に対しては、理由にかかわらず学費（入学金を除く）の返金に応じる規定に改定するとともに、既に募集が始まっている平成26年春入学の入試で合格した受験生に対しても同じ扱いをすることをモード学園が約束する和解が成立したものです（和解調書 ⇒ [ホームページをご覧ください。http://cnt.or.jp/](#)）。

（今後の取扱い）

（注）和解の対象は「名古屋医専」のみ

	入試区分	返金に応じる時期
①	専願でのAO入試、推薦入試、その他専願を要件とする入学試験	一般・社会人入試の2次募集の受付締切日まで ※平成26年春入学の場合は平成26年2月26日
②	編入学	2月1日まで
③	一般・社会人入試（専願を除く） ※専願の一般・社会人入試は①	3月31日まで ※これまでと同様

○情報提供のお願い（受験生、消費生活相談員の方へ） ～こんな時はご連絡を！

（1）名古屋医専で返金してもらえなかった。

モード学園は、今後は一定の時期までに入学辞退の申出と返金手続を行った受験生に対しては学費を返還すると約束しました。

万一、和解どおりに返金に応じてもらえなかった場合は、当団体までご連絡ください。裁判所での約束に違反する行為ですので、直ちに厳重に抗議するとともに和解（判決と同一の効力があります）に基づく法的措置を検討します。

(2) モード学園の他の専門学校で返金してもらえなかった

学校法人モード学園は、以下のとおり他にも多数の専門学校を運営していますが、今回、モード学園が学費の返還を約束したのは、「名古屋医専」についてのみです。

(モード学園の運営する専門学校)

所在地	学校名
名古屋	名古屋モード学園 HAL名古屋 名古屋医専(今回の和解対象)
東京	東京モード学園 HAL東京 首都医校
大阪	大阪モード学園 HAL大阪 大阪医専

消費者被害防止ネットワーク東海（Cネット東海）としては、今後、これらの専門学校における入学辞退した受験生に対する学費（入学金除く）の取扱いについても調査の上、モード学園に対する申入れ等を検討していきたいと考えています。

これらの専門学校で入学辞退したが学費を返してもらえなくて困っている方や「募集要項」「学則」「学費返還に関する規定」等の資料をお持ちの方は、ぜひご連絡ください。

(3) モード学園以外の専門学校・大学等の学費の扱いに疑問があるとき

モード学園以外にも、今回問題となった規定と同じような規定を使っている専門学校や大学があるかもしれません。

各学校の事情によって異なるため、必ずしも問題があるといえるとはかぎりませんが、調査・検討の上、必要と判断した場合は是正の申入れ等を行っていきたいと考えています。

モード学園以外の専門学校・大学などの入学辞退の際の学費の扱いについて疑問を感じた場合も、ぜひご連絡ください。

○本件に関連する連絡先・お問い合わせ先

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海（Cネット東海）事務局

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル8階

TEL：052-265-9258

FAX：052-265-9259

【事務局より】

◎モード学園訴訟について、Cネット東海(消費者被害防止ネットワーク)の和解の取り組みが、新聞・テレビで報道されました。昨年12月の1審判決からの粘り強い活動の成果として評価しています。

◎今後の被害防止につながり、同種の条項を設けている他の専門学校に対する影響も大きいと考えています。

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル8階

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

発行者 杉浦市郎 編集者 外山 孝司

TEL 052-265-9258 FAX 052-265-9259

E-mail jim@cnt.or.jp